非営利セクター支援の新たな政策展開

~調査報告「イタリア非営利セクターの構造とプロフィール 2019年」の背景~

岡安 喜三郎 (協同総研特任顧問)



パーマネント・センサス(常設センサス)戦略

政策立案のためには、該当する分野のフィールドワークとともに高い水準の調査統計が 重要であることは言うまでもない。この調査報告「イタリア非営利セクターの構造とプロ フィール 2019年」のキーワードは「パーマネント・センサス」、すなわち常設のプロジェ クトによる調査である。

(1) 2011年までの3種のセンサス

《人口住民国勢調査》国家の体を内外に証明しようとするときに実施するのが国勢調査、センサスである。イタリアの人口国勢調査は、イタリア王国誕生の1961年に遡る。戦争等にための中止を除いて10年ごとの実施されてきた。2011年が最後である

《産業サービスセンサス》総合統計局が実施したイタリア産業の状況に関する最初の公式調査は、1876年に遡る。1951年から10年ごとの調査(1996年は中間調査、ISTATが報告書作成)。最後の2011年は、「第9回産業およびサービスの一斉調査および非営利施設の一斉調査」として実施された。

《農業センサス》第1回農業センサスは1961年4月15日にISTATによって実施。2010年10月24日に最後の第6回農業センサスが実施された。

並行して、この間に社会的協同組合の調査が各年に実施された。

Le cooperative sociali in Italia. Anno 2001

Le cooperative sociali in Italia. Anno 2003

Le cooperative sociali in Italia. Anno 2005

「邦訳「イタリアの社会的協同組合2003年」『協同の發見』172号(2006.11)

邦訳「イタリアの社会的協同組合2005年」『協同の發見』184号(2007.11)

このような経過を辿り、2010~2011年が最後の一斉調査期間であった。

、邦訳「イタリアの社会的協同組合2001年」『協同の發見』138号(2004.1)

(2) 2016年からパーマネント・センサス (常設センサス) 開始

一斉調査期間が終了すると、ISTATは、それまでの10年ごとのセンサスではなく、新しく大きな課題である常設のセンサス(パーマネント・センサス)の実施に資力を注ぐことになった。ISTATによれば、以下の点が強調されている。

特徴は、既存の10年ごとの枠を取り払い、毎年および3年ごとに行うこと、すなわちセンサスの常設化である。また欧州連合(EU)の開発政策(国連SDGsを受けた政策)とISTATの近代化プログラムに沿って、人口と住宅、企業、非営利団体、公的機関、農業など、すべてのテーマ分野に拡大したことである。

効果として、行政情報源とサンプル調査の統合によって、実際に、情報提供の完全性、 量と質の向上、市民と経済運営者の統計作業の煩わしさを抑えられること、かくして全体 としてコストの削減を保証することが可能になった。

実施された「パーマネント・センサス」の報告集

STRUTTURA E PROFILI DEL SETTORE NON PROFIT - ANNO 2016 STRUTTURA E PROFILI DEL SETTORE NON PROFIT - ANNO 2017 STRUTTURA E PROFILI DEL SETTORE NON PROFIT - ANNO 2018 STRUTTURA E PROFILI DEL SETTORE NON PROFIT - ANNO 2019 邦訳「イタリア非営利セクターの構造とプロフィール2019年」『協同の發見』本号別記



サードセクター関連および社会的企業、協同組合の法制度改革・整備

(1) 改革のポイント

1991年から2009年までの間、非営利セクター振興に必要な法律や税制を制定

- 1.「枠組法」として、既存の組織法の上に2階を建てて規律整備
- 2. 社会的協同組合や協同組合の労働者組合員の地位の整理、憲法に規定されている相互扶助としての協同組合制度の整備など、協同組合関連法規の改正
- 3. 2016年に、サードセクター関連および社会的企業の法令整備を開始

(2) 非営利組織組織・制度関連の法令改革

【参考用語】イタリアの国レベルの法令の種類(抄)

- 1. 法(Legge / L.)
- 2. 委任立法令(Decreto Legislativo / D.Leg, D.lg)
- 3. 大統領令(Decreto Presidenziale / D.P. D.P.R)

組織形態ごとの改革のための導入法令は以下の通りである。

a)ボランタリー組織

[導入]枠組法第266号/1991年「ボランタリー組織の枠組み」

[条件付き廃止]委任立法令第117号/2017年(第102条)により廃止。ただし、サードセクターの全国単一登録簿が完全に機能するまで継続する(委任立法令第117号/2017年第101条、およびその後の労働社会政策省の事務連絡)。

b) 社会的協同組合

「導入]枠組法第381号/1991年「社会的協同組合の規律」

[改正]社会的企業との関連では、委任立法令第112号/2017年、委任立法令第95号/2018年によって、法第1条の活動項目に社会的企業の活動項目の一部が挿入された。

c) ONLUS(社会的に有用な非営利組織)の地位

[導入]委任立法令第460号/1997年「非商業団体およびONLUS(社会的に有用な非営利組織)の税法の再編成 によるONLUSの地位確認

[条件付き廃止]委任立法令第117号/2017年(第102条)によって廃止。ただし、サードセクターの全国単一登録簿が完全に運用され、新しい税制に関連する欧州委員会の承認後の課税期間まで、以前の規則はONLUSの登録簿に登録された事業体に引き続き適用される。

d)協同組合の法律改正、特に労働者組合員の地位に関して

[導入]法第142号/2001年「協同組合の法律改正、特に労働者組合員の地位に関して」によって、協同組合と労働者組合員の関係や位置づけについて統一的な規制を導入した。それまで協同組合は、民法典の第5編(第2511-2548条)の規定と通称Basevi法(暫定国家元首立法令第1577号/1947年)によってのみ規制されていたことによって、協同組合と労働者組合員の関係や位置づけに曖昧さがあったため、学説や判例で見解が対立していた。したがってこの法律によって、統一的な基準を導入した。

→「組合関係 (rapporto assosiativo)」と「労働関係 (rapporto di lavoro)」の整理と、その下での労働者保護規定の整備など。

e)財団

「導入]大統領令第361号/2000年 財団

f) 社会振興アソシエーション

[導入]枠組法第383号/2000年「社会振興アソシエーションの規律」

[条件付き廃止]委任立法令第117号/2017年「サードセクター法典」(第102条)によって廃止。ただし、サードセクターの全国単一登録簿が完全に機能するまで継続する(委任立法令第117/2017号第101条、およびその後の労働社会政策省の事務連絡)。

g) 協同組合を規律する民法典の改正

[導入]法律第6号/2003年「イタリア民法典の改正」第8条によって民法典第5篇第6章 第1節第1款「総則:相互扶助の協同組合」(第2511条から第2520条まで)の大幅改正が行 われた。大きな変更点は、憲法第45条に書かれた「共和国は、相互扶助の性格を持ち、 私的投機目的のない協同組合の社会的機能を承認する」に従った相互扶助の基準を明確 にし、相互扶助型協同組合とそうでない協同組合を区分けして登録させるものであった。 その後法律99号/2009年まで適宜小幅改正されている。

民法典第2513条では、「相互扶助の協同組合」の基準を以下のように規定している。

- 1)消費者・利用者のための協同組合にあっては、その50%以上は組合員が利用してい ること。
- 2) 労働の協同組合あってはその50%以上が組合員の労働コストであること。
- 3)製品・サービスを購入する協同組合あっては、その50%以上を組合員から購入して いること。

h) 5パーミル寄付制度

[導入]金融法(法律第266号/2005年 第1条第337項以降)

i) 社会的企業

「導入]委任立法令第155号/2006年「社会的企業の規律」の制定

「変更]委任立法令第112号/2017年によって新規律となる。社会的協同組合とその事業連 合体(コンソルティオ=コンソーシアム)、は社会的企業の資格を得る権利を持つことと なった。(第1条第4項)

i) 非営利セクター改革関連法令の制定

「導入]法律第106号/2016年「サードセクターの改革、社会的企業の改革、および普遍的 役務(訳者注:良心的兵役拒否の代替役務)の規律のための政府への委任 | を採択。これ に基づいて、委任立法令(第40号/2017年〈普遍的役務〉、第111号/2017年〈5パーミル〉、 第112号/2017年〈社会的企業〉、第117号/2017年〈サードセクター〉)が制定される。

k)サードセクター団体の登記簿統合

[導入]委任立法令第117号/2017年「法律第106号/2016年第1条第2項b号に基づくサー ドセクター・コード | の第4条『サードセクター団体』。サードセクターの全国単一登録 簿に登録されているもの。

I)ISTAT調査対象としての非営利セクター

上記の、ボランタリー組織、ONLUS、社会振興アソシエーションは、サードセクター 団体として全国単一登録簿への登録を通じた整理がかけられた(前述)。これに、社会的 協同組合、社会的企業、財団を加えたものが「非営利セクター」としてISTAT(イタリ ア国立統計研究所)の調査・統計の対象となっている。

イタリア非営利セクターの構造とプロフィール 2019年

訳 岡安 喜三郎(協同総研特任顧問)

(パーマネント・センサス)

2019年にイタリアで活動している非営利施設の数や主な構造的特徴についての統計情報が、2021年10月15日にリリースされました。2016年にISTAT (イタリア国立統計研究所)が着手したパーマネント・センサス戦略*1では、毎年、登録データを様々な行政情報源の集約を通じて更新する一方、3年ごとの抽出調査で非営利セクターに関する情報を完全なものにすることによって、構造的特徴の情報描写に必要な深みと明瞭性、および歴史的連続性の分析、両方が保証されます。

非営利セクターはわずかに増加しています

2019年12月31日現在、イタリアで活動している非営利施設は362,634カ所、従業員は全体で861,919人が雇用されています *2 。2018年から2019年にかけて、非営利施設は0.9%増加しましたが、2017年から2018年にかけての増加率 (+2.6%) よりは鈍りました。なお、従業員の増加率は2年続いてほぼ1.0%を維持しました。【表1】

表1 非営利機関と従業員の数。2011、2015、2016、2017、2018、2019年、絶対値

	2011	2015	2016	2017	2018	2019
非営利施設	301,191	336,275	343,432	350,492	359,574	362,634
非営利施設の従業員	680,811	788,126	812,706	844,776	853,476	861,919

施設の数は南部と中央部で他より増加しています

2019年には、前年と同様に、北部 (+0.3%)と較べ、南部 (+1.8%)、島嶼部 (+1.2%)、および中央部 (+1.1%) でより多く施設数増加が見られました。詳しくは、最大の増加率を示したのは、モリーゼ (+4.7%)、カラーブリア (+3.2%)、ボルツァーノ自治州 (+2.6%)、

^{*12016}年から、ISTATは、行政情報源からのデータの統合に基づいて、非営利施設の調査に関して今までの10年毎のセンサスの体系を超えた耐久性のある一斉調査(パーマネント・センサス)を開始しました。この戦略は、個人と経済単位(「経済主体」とも訳される:企業、公的施設、非営利施設、農場)の双方に関連付けを革新するために採用され、回答者の統計的負担を軽減すると同時に、情報を構造変化と新たな事象に衝撃を与える情報をより頻繁に、かつ適宜利用できるようにすることを目的としています。

^{*2} 登録簿では、従事者は、毎月の基準週の労働者数に基づいて計算された年間平均労働力で測定されます。登録データと非営利施設の継続的センサスのサンプル調査のデータとの比較を可能にするために、従業員数はその年の12月31日現在で表現されます。

プッリア(+2.6%)ですが、減少した地域は、バジリカータ(-1.1%)、フリウーリーベネツィ ア・ジュリア(-0.3%)、ピエモンテ(-0.3%)、リグーリア(-0.1%)です。南部で大きく 増加しているにもかかわらず、絶対数の地域別格差は依然として大きく、住民1万人あた りの施設数を見ると、南部(47.4)や島嶼部(52.6)に比べ、北東部(70.7)、中央部(68.2)、北 西部(63.0)ではるかに多い状況です【表2】。一方、非営利団体に雇用された従業員は、南 部(+1.6%)と北部(+1.4%)で増加しましたが、中央部では安定しており、島嶼部ではわず かに減少しました(-0.3%)。最も堅調な増加が見られたのは、サルデンニャ(+6.3%)、ア オスタ渓谷(+3.8%)、プッリャ(+3.5)です。反対に、モリーゼ(-7.0%)、シチリア(-3.9%)、 アブルッツォ(-2.1%)、ラツィオ(-0.9%)、マルケ(-0.6%)、バジリカータ(-0.6%)お よびリグーリア(-0.3%)で、減少が見られました。非営利セクターの従業員の3分の1程は 北西部で雇用されており、南部(12.2%)と島嶼部(7.3%)ではウェートが低くなっています。

表2 州/自治県、地域(地理的分類)毎の非営利施設と従業員。2019年、絶対値、伸び率

		施設		従業員			
州/自治県、地理的分類	絶対値		2019/2018	絶対値		2019/2018	
		当たり	(%)	小口入了门口	当たり	(%)	
ピエモンテ	30,011	69.6	-0.3	74,669	173.2	0.7	
アオスタ渓谷	1,410	112.8	0.0	1,842	147.3	3.8	
ロンバルディーア	58,124	58.0	0.7	193,653	193.1	1.9	
リグーリア	11,152	73.1	-0.1	22,401	146.9	-0.3	
北西部	100,697	63.0	0.3	292,565	183.0	1.4	
ボルザーノ-ボーゼン	5,755	108.0	2.6	9,911	186.1	2.8	
トレント	6,490	119.0	0.5	13,789	252.8	2.3	
トレンティーノ-アルト・アディーゲ	12,245	113.6	1.5	23,700	219.8	2.5	
ヴェネト	31,087	63.7	0.2	80,060	164.1	0.0	
フリウーリ・ヴェネツィア・ジューリア	10,973	91.0	-0.3	20,583	170.6	1.6	
エミリア-ロマンニャ	27,900	62.5	0.3	83,059	186.1	2.3	
北東部	82,205	70.7	0.3	207,402	178.4	1.4	
トスカーナ	28,182	76.3	1.4	52,819	143.0	2.0	
ウンブリア	7,130	81.9	0.5	11,938	137.2	0.7	
マルケ	11,566	76.5	0.1	19,027	125.8	-0.6	
ラツィオ	33,812	58.7	1.5	109,918	191.0	-0.9	
中央部	80,690	68.2	1.1	193,702	163.7	0.0	
アブルッツォ	8,316	64.3	1.2	11,375	87.9	-2.1	
モリーゼ	2,063	68.6	4.7	3,377	112.4	-7.0	
カンパーニア	21,489	37.6	0.8	34,481	60.4	2.7	
プッリャ	18,968	48.0	2.6	39,132	99.0	3.5	
バジリカータ	3,767	68.1	-1.1	5,954	107.6	-0.6	
カラーブリア	10,329	54.5	3.2	11,103	58.6	0.0	
南部	64,932	47.4	1.8	105,422	76.9	1.6	
シチリア	22,664	46.5	1.1	39,273	80.6	-3.9	
サルデンニャ	11,446		1.6	23,555	146.2	6.3	
島嶼部	34,110	52.6	1.2	62,828	96.9	-0.3	
全イタリア	362,634	60.8	0.9	861,919	144.5	1.0	
(注) 非类和国体系活動小组系拼点以		18 2 2 3 (1971)					

⁽注)非営利団体の活動状況の推定は、数が少ないドメインでは精度が低くなります。

「若い」非営利施設は南部で比較的広まりました

非営利施設の5分の1は、2015年から2019年の間に設立されました。その割合は、地域によって異なります。2014年までに生まれた施設は、北東部(83.0%)と北西部(81.9%)に多く存在しています。南部(74.6%)では2015年以降の設立比率(25.4%)は高いのですが、広がりはもう一歩です。【図1】。

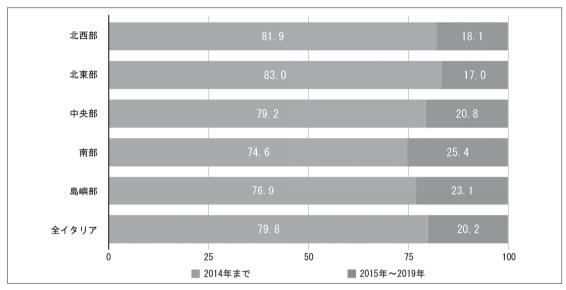


図1 非営利団体の地域別(地理的分類)設立時期。2019年、構成比

社会的協同組合の組合数は減少しましたが、従業員数は減少していません

前年に引き続き2019年も、イタリアで活動している社会的協同組合の組合数は減少しました (-1.7%)。代わりに、残りの非営利施設は増加を記録しました:+3.2%が他の法的形態 $*^3$ 、+1.9%が財団、+0.7%がアソシエーションです【表3】。アソシエーションは依然として、施設の最大シェア (85.0%) を占める法的形態であり、次にその他法的形態 (8.5%)、そして社会的協同組合 (4.3%)、財団 (2.2%) が続きます。

		施設		従業員			
法的形態	絶対値	構成比 (%)	2019/2018 (%)	絶対値	構成比 (%)	2019/2018 (%)	
アソシエーション(公認・非公認)	308,085	85.0	0.7	163,125	18.9	-0.6	
社会的協同組合	15,489	4.3	-1.7	456,928	53.1	1.1	
財 団	8,065	2.2	1.9	102,898	11.9	-1.0	
その他の法的形態	30,995	8.5	3.2	138,966	16.1	4.0	
合 計	362,634	100.0	0.9	861,919	100.0	1.0	

表3 法的形態別の非営利施設と従業員。絶対値、構成比、割合の変化

^{*3} 他の法的形態に分類される施設は、主に、聖職者団体、アマチュアスポーツクラブ、委員会、相互扶助アソシエーション、社会的企業です。

従業員は、その他法的形態の非営利施設(+4.0%)および社会的協同組合(+1.1%)で増加しましたが、財団(-1.0%)およびアソシエーション(-0.6%)では減少しました。法的形態による従業員の分布は依然としてかなり不均質で、53.1%が社会的協同組合に雇用されており、アソシエーションで18.9%、他の法的形態の非営利団体で16.1%の割合です。

非営利施設の3分の1はスポーツ部門です

スポーツ分野は非営利施設の33.1%を占めています。続いて、文化芸術活動 (16.9%)、レクリエーションおよび (子供等の) 社会化活動 (13.6%)、社会的支援および市民保護 (9.5%) の分野が続きます。2018年との比較で最も増加している非営利施設は、権利保護と政治活動 (+9.3%)、その他の活動 (+8.6%)、環境 (+8.2%) の分野で活動している施設です。それ以外では、スポーツ部門の施設はわずかに減少しました (-1.7%) 【表 4】。

		施設		従業員			
主な活動分野	絶対値	構成比(%)	2019/2018 (%)	絶対値	構成比(%)	2019/2018 (%)	
文化芸術活動	61,186	16.9	0.4	21,479	2.5	-1.8	
スポーツ活動	120,106	33.1	-1.7	19,790	2.3	0.3	
リクリエーション・社会化活動	49,138	13.6	2.0	11,266	1.3	2.0	
教育と研究	14,059	3.9	0.5	128,344	14.9	0.5	
健康	13,298	3.7	6.1	188,506	21.9	1.1	
社会的支援・市民保護	34,380	9.5	2.4	324,192	37.4	1.5	
環境	5,930	1.6	8.2	2,166	0.3	2.0	
経済開発と社会的結束	6,678	1.8	2.0	102,678	11.9	0.5	
権利保護と政治活動	6,340	1.7	9.3	3,291	0.4	4.2	
慈善活動とボランタリー活動の推進	4,030	1.1	6.8	2,483	0.3	12.2	
国際協力と連帯	4,550	1.3	5.5	3,900	0.5	-5.0	
宗 教	17,070	4.7	0.0	9,976	1.2	-1.8	
労働組合活動と利益代理	23,956	6.6	2.1	39,044	4.5	1.0	
その他の活動	1,913	0.5	8.6	4,805	0.6	1.4	
合計(2) 快報 0 (4) (4) (4)	362,634	100.0	0.9	861,919	100.0	1.0	

表4 主な活動分野毎の施設と従事者

(注)複数の活動を行う施設の場合、従業員の交代は、主要な活動ではなく、二次的な活動部門に関係する可能性があります。

従業員は慈善活動とボランティア活動の促進 (+12.2%)、および権利保護と政治活動 (+4.2%) の分野でより増加し、一方、国際協力と連帯 (-5.0%)、宗教 (-1.8%) および文化的および芸術的活動 (-1.8%) の分野では減少しました。

従業員の分布は、施設よりも不均質であり、社会的支援(37.4%)、健康(21.9%)、教育と研究(14.9%)、経済発展と社会的結束(11.9%)のいくつかの分野に集中しています。

非営利施設の85%超には労働者がいません

従業員の採用は一部の活動分野にとどまります。全体として、非営利団体の85.6%は従業員がいない状態で運営されていますが、経済開発と社会的結束の分野、教育と研究の分野は例外で、無従業員の割合はそれぞれ30.2%と42.4%に低下しています。これらの2つの分野では、5分の1を超える施設が10人以上の労働者を雇用しています。10%以上は、社会的支援および市民保護分野(12.5%)、そして健康サービス(12.2%)でも見られます。一方において、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動、社会化活動、慈善活動、ボランティアや環境の促進の分野では、90%以上の施設が従業員を雇用せずに活動を行っています【表5】。

主な活動分野	従業員なし	1-2	3-9	10以上	合計
文化芸術活動	92.1	4.9	2.3	0.7	100.0
スポーツ活動	95.4	2.9	1.3	0.3	100.0
リクリエーション・社会化活動	94.0	3.8	1.8	0.4	100.0
教育と研究	42.4	10.4	24.9	22.3	100.0
保健	71.5	7.2	9.1	12.2	100.0
社会的支援・市民保護	69.6	7.8	10.1	12.5	100.0
環境	92.1	4.3	2.9	0.7	100.0
経済開発と社会的結束	30.2	16.6	26.6	26.6	100.0
権利保護と政治活動	88.8	7.0	3.1	1.1	100.0
慈善活動とボランタリー活動の推進	91.1	4.3	3.1	1.5	100.0
国際協力と連帯	87.9	6.3	4.0	1.8	100.0
宗 教	84.5	10.3	4.1	1.1	100.0
労働組合活動と利益代理	72.6	15.5	8.2	3.7	100.0
その他の活動	71.9	13.4	8.9	5.8	100.0
合 計	85.6	5.9	4.8	3.7	100.0

表5 主な活動分野と従業員の数のクラス分け。2019年、構成割合(%)

非営利施設の10分の1がボランタリー組織として活動しています

法的形態による施設の分類は、非営利分野を特徴付けるさまざまな組織プロフィールをある程度表現できます。この目的のために、非営利施設は、この分野の特別な立法によって定義された主要な組織形態に従って、より詳細に分類することができます。

2019年12月31日現在、非営利施設の数で言えば10.0%がボランタリー組織(絶対値で36.437*4)、5.4%が社会振興アソシエーション*5、4.5%が社会的企業*6、3.8%がONLUSに

^{*4} 非営利セクターの任意組織およびその他の組織形態に関連する管理データの統計的処理の詳細については、方法論 ノートを参照してください。

^{*5}この統計の社会振興アソシエーションには、社会振興アソシエーションの全国登録簿に登録されているアソシエーションのクラブ・サークルおよび地域組織はカウントされません。

^{*6} 商工会議所の登録簿に社会的企業として登録されている社会的協同組合および非営利施設は、この統計では社会的企業として分類されています。

なります【表6】。組織形態の比重は、雇用されている従業員で見比べると大きく変わりま す。非営利施設全体の従業員の半分以上は(53.8%)社会的企業が雇用しており、続いて他 の非営利施設(31.9%)、そしてONLUS(9.6%)、ボランタリー組織(3.2%)および社会振興 アソシエーション(1.4%)と続きます。施設当たりの平均従業員数は、社会的企業では28人、 ONLUSでは6人です。一方、他の組織形態ではまとめています。

組織形態	施	:設	従業員		
小旦和以 八夕兒。	絶対値	%	絶対値	%	
ボランタリー組織	36,437	10.0	27,603	3.2	
社会振興アソシエーション	19,660	5.4	12,343	1.4	
社会的企業	16,388	4.5	463,692	53.8	
ONLUS	13,663	3.8	82,957	9.6	
その他非営利施設	276,486	76.3	275,324	31.9	
合 計	362,634	100.0	861,919	100.0	

表6 主な組織形態による非営利施設と従業員。絶対値と構成割合(%)

非営利団体の主な組織プロフィールを考慮すると、いくつかの地域的な違いが現れます 【表7】。社会振興アソシエーションは、北東部(9.8%)で比較的広く普及しており、島嶼部 (1.5%)と南部(3.7%)ではあまり存在していません。それ以外の場合、社会的企業の普及率 は、島嶼部(8.3%)と南部(6.9%)で高く、その他の地域では4%未満です。地域別に見ると、 ボランタリー組織とONLUSの分布はより均質です。ボランタリー組織は北東部(11.7%)に より多く存在する一方で、ONLUSは北西部 (4.6%)、中央部 (4.3%)、および島嶼部 (4.3%) の地域にわずかに広がっています。最後に、他の組織形態の非営利施設の割合は、北東部 の73.2%と北西部の78.8%の間に収まっています。

組織形態	4.4mm 北西部		北東部		中乡	中央部		南部		島嶼部		全イタリア	
が且が取りかえた	絶対値	%	絶対値	%	絶対値	%	絶対値	%	絶対値	%	絶対値	%	
ボランタリー 組織	9,579	9.5	9,617	11.7	8,251	10.2	6,120	9.4	2,870	8.4	36,437	10.0	
社会振興アソ シエーション	3,424	3.4	8,033	9.8	5,273	6.5	2,418	3.7	511	1.5	19,660	5.4	
社会的企業	3,709	3.7	2,480	3.0	2,872	3.6	4,501	6.9	2,826	8.3	16,388	4.5	
ONLUS	4,649	4.6	1,861	2.3	3,440	4.3	2,230	3.4	1,483	4.3	13,663	3.8	
その他形態	79,336	78.8	60,214	73.2	60,854	75.4	49,662	76.6	26,420	77.5	276,486	76.3	
合 計	100,697	100.0	82,205	100.0	80,690	100.0	64,932	100.0	34,110	100.0	362,634	100.0	

表7 地域(地理的分類)による非営利機施設の組織形態。絶対値と構成割合(%)

非営利施設の重要な組織形態も、実施される活動に関連して異なります【表8】。ボラン タリー組織は、主に伝統的な仲介 (intervento) 分野で活動しています:社会的支援および 市民保護分野(41.8%)、健康分野(24.6%)。ONLUSは、国際協力と連帯分野(17.5%)およ び社会的支援と市民保護分野(42.4%)により多く存在しています。社会的企業は主に社会 的支援と市民保護分野(442%)および経済発展と社会的結束(32.9%)の分野で活動していま すが、教育研究の分野で活動している割合も無視できません (9.7%)。その一方で、社会振興アソシエーションは主に文化芸術活動 (38.8%) とレクリエーション・社会化活動 (32.6%) を行っています。最後に、他の非営利団体を最も特徴づける分野は、スポーツ活動 (42.7%) とその他の分野 (16.4%)です。

	ボランタリー	社会振興アソ			その他非営利	
主な活動分野	組織	シエーション	社会的企業	ONLUS	施設	合 計
文化芸術活動	11.4	36.8	2.3	12.3	17.1	16.9
スポーツ活動	1.4	8.1	0.4	1.8	42.7	33.1
リクリエーション・社会化活動	6.5	32.6	1.4	3.7	14.3	13.6
教育と研究	0.9	2.5	9.7	5.7	3.9	3.9
保健	24.6	1.8	7.6	6.2	0.7	3.7
社会的支援・市民保護	41.8	8.3	44.2	42.4	1.6	9.5
環境	6.7	2.2	0.1	4.7	0.9	1.6
経済開発と社会的結束	0.2	1.0	32.9	0.1	0.4	1.8
権利保護と政治活動	2.0	2.8	0.1	1.0	1.8	1.7
国際協力と連帯	3.6	0.8	0.1	17.5	0.2	1.3
その他分野	0.9	1.1	1.2	4.6	16.4	12.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表8 主な活動部門における非営利施設の主な組織形態。2019年、構成割合(%)

「5パーミル」を受け取る非営利施設が増加しています

2019年には、61,858の非営利施設が「5パーミル」の受取団体のリストに登録されました(全体の17.1%、前年比較 +2.4%)。所得税申告の時点で、これらの施設は納税者から合計1,300万を超える選択 *7 (2018年比較で+1.9%)を受け、合計 4億4.830万ユーロを集めました【表**9**】。

悪Ω	主か活動公邸の	「ちパーミル」	の受取非党利施設被選択数 総額。	フーロ 構成割合(%)
1V 9	十 な / カーカー・ドリノ	1:1/1/- 2/2/		

主な活動分野	登録非常	営利施設	納税者が選	選択した数	合計	金額
土な石野ガ野	絶対値	%	絶対値	%	絶対値	%
文化芸術活動	7,210	11.7	511,220	3.9	19,155,814	4.3
スポーツ活動	12,328	19.9	483,155	3.7	16,640,897	3.7
リクリエーション・社会化活動	5,031	8.1	433,345	3.3	13,055,927	2.9
教育と研究	3,172	5.1	3,052,174	23.2	118,635,186	26.4
保健	6,566	10.6	2,161,645	16.4	70,656,752	15.8
社会的支援・市民保護	18,790	31.4	3,240,284	24.8	102,575,223	22.9
環境	2,112	3.4	570,349	4.3	17,385,070	3.9
経済開発と社会的結束	1,626	2.6	326,897	2.5	8,161,240	1.8
権利保護と政治活動	761	1.2	291,215	2.2	7,329,291	1.6
国際協力と連帯	3,247	5.2	1,567,862	11.9	60,359,167	13.5
その他分野	1,015	1.6	506,024	3.8	14,354,924	3.2
合 計	61,858	100.0	13,144,170	100.0	448,309,491	100.0

⁽注)その他分野には、慈善活動とボランティア活動の促進、宗教、労働組合関係、利害関係者の代表、その 他が含まれます。

⁽注)その他分野には、慈善活動とボランティア活動の促進、宗教、労働組合関係、利害関係者の代表、その 他が含まれます。

^{*7} ここでは、納税者が税金コードが示した特定の組織に対して行った特定の選択のみを考慮し、納税者が表明した一般的な選択ではなく、「5パーミル」受取団体のカテゴリーの1つの記入欄に署名することに限定しています。

「5パーミル」のリスト登録施設数の分布と納税者による選択数の分布との比較によっ て、市民によって最も価値ある活動分野は何かという同定が可能になります。施設の登録 割合よりも納税者の選択割合が高い分野は、教育と研究(5.1%の登録割合に対して選択割 合が23.2%)、健康(10.6%対16.4%)、国際協力と連帯(5.2%対11.9%)です。一方、登録施設 割合より選択割合が低いのは、スポーツ活動(19.9%対3.7%)、文化芸術活動(11.7%対3.9%)、 レクリエーションおよび社会化(8.1%対3.3%)、社会的支援および市民保護(30.4%対 24.8%)の分野です。

選択肢の数でより多いのは、国際協力と連帯(中央値を考慮して71)と健康(68)の分野で、 より少ないのは、経済発展と社会的結束(14)、スポーツ(16)、文化的および芸術的(18)の 分野です。「5パーミル」を受け取る非営利施設の活動分野に関する金額の分配は、納税者 が行った指名の分配と非常に似ています。

組織形態に関しては、納税者の「5パーミル」を通じた選択は、主にONLUS(32.5%)とボ ランタリー組織(26.6%)に関心が示され、社会的企業(3.5%)には関心が低くなっています。 詳しくは、中央値を考慮すると、選択肢の数はONLUSの中では57に等しく、ボランタリー組 織では46に減少し、社会振興団体(23)と社会的企業(21)では更に少なくなっています【表10】。

表10 主な組織形態の「5パーミル」の受取非営利施設被選択数、総額。ユーロ、構成割合(%)

組織形態	登録非営利施設		納税者が選	選択した数	合計金額	
市上和以 月夕总	絶対値	%	絶対値	%	絶対	值%
ボランタリー組織	20,231	32.6	3,499,132	26.6	108,673,447	24.2
社会振興アソシエーション	7,702	12.5	1,637,203	12.5	47,768,254	10.7
社会的企業	5,688	9.2	462,281	3.5	14,596,816	3.3
ONLUS	11,306	18.3	4,277,397	32.5	154,076,391	34.4
その他	16,931	27.4	3,268,157	24.9	123,194,583	27.5
合 計	61,858	100.0	13,144,170	100.0	448,309,491	100.0

用語集

社会振興アソシエーション:

アソシエーション形態として設立されたサードセクター施設で、主に会員の自主的な活動を活用して、会員や、その家族、もしくは第三者の一ないしそれ以上の普遍的利益(一般利益)のための活動を実行します。社会振興アソシエーションは、枠組法第383号/2000年「社会振興アソシエーションの規律」によってイタリア法の体系に導入され、その後、委任立法令第117号/2017年(第102条)によって廃止されました。ただし、サードセクターの全国単一登録簿が完全に機能するまで、以前の規則は、社会振興アソシエーションの登録簿に登録された事業体に引き続き適用されます(委任立法令第117号/2017年第101条、およびその後の労働社会政策省の事務連絡)。

アソシエーション:

非営利性格の共同利益の目的を追求するために、自発的かつ永続的に組織された人々が グループをなす私法上の団体です。(訳者注:「非営利社団」、便宜的に「協会」との邦訳あり)

5パーミル:

金融法(法律第266号/2005年第1条第337項以降)によって2006年に開始された税務制度で、納税者が個人所得税の5パーミル(5%=0.5%)を、社会的有用性の目的のために公共利益認定分野で活動している対象団体に寄付できると規定しています。委任立法令第111/2017号によって改正された5パーミルの施設は、サードセクター団体、研究所および大学の資金、健康研究資金、居住自治体が実施する社会活動、アマチュアスポーツ協会支援のような寄付の割り当てを規定しています。

(訳者注:イタリア経済財政省歳入庁によれば、個人納税者は5パーミルの仕組みの他に、 宗教団体や州対象の8パーミル、政党の2パーミル、文化団体対象の2パーミルの4つの 群から各1以内を選択し寄付できる仕組みがあります。)

ICNPO分類(NPOの国際分類):

ジョンズ・ホプキンス大学(米国、ボルチモア)が1990年代初頭に開始した非営利団体に関する研究プロジェクトの一環として開発した非営利活動の国際分類。国民経済計算の非営利団体ハンドブックで取り上げられている分類には、11のセクターにグループ化された28のクラスが含まれています。(訳者注:国連ハンドブック2003では、その他分類含めて12グループ30サブグループに分類)

社会的協同組合:

社会的に不利な立場にあり弱者の範疇とされる市民(元受刑者、障害者、シングルマザー など)の発達支援と、社会・労働統合の目的で設立された協同組合形態のサードセクター組 織。これは、枠組法第381号/1991年「社会的協同組合の規律」において制度化・規律化され、 社会、健康および教育サービスの提供を通じて、人間発達および社会的統合におけるコミュ ニティの普遍的利益を追求するタイプA、恵まれない人々の雇用を目的とした農業、産業、 商業またはサービス活動を実施するタイプBとがあります。社会的協同組合は、委任立法 今第112/2017号に従って、社会的企業の法的資格の権利を有します。

従業員:

従事者の内、直接の雇用契約を法的経済単位(経済主体)と結び、これに基づいて報酬を 受け取る人たちが従業員と見なされます。マネージャー、エグゼクティブ、事務員、労働 者の、フルタイムからパートタイムまで;見習い;社会保障保険料を支払っている構成員(協 同組合など);単一労働者台帳(以前の給与台帳)に登録された在宅労働者。単位の単一労働 者台帳に登録されている宗教労働者;季節労働者;統合契約のある労働者;有期契約労働者; 報酬やトレーニングと引き換えに生産プロセスに貢献するという正式なコミットメントを 持っている学生(労働契約を結んだインターンシップ学生:訳者注)達です。従業員数には、 休日、休暇、出産、人員整理などのさまざまな理由で一時的に欠勤した人員も含まれます。 なお、以下のような人たちは従業員とは見なされません。主に会社の利益の一部または 一時金によって支払われる役員;株式会社の場合、会長、CEO(最高経営責任者)、取締役 会または執行役員会の役員;業界での委託に専念する人員。全額受託料を受け取るスタッ フ;補佐する家族;法的経済単位で実際に働いてはいるが、所定の契約上の給与を受け取っ ておらず、従業員としての社会保障保険料を支払っていないボランティアおよび構成員; 法律経済部門で働いている一方で、他の法律経済部門に雇用されている、または他の法経 済部門の単一労働者台帳に登録されている職員(例:清掃や監視の会社、労務管理代行業); 技能職人;長期離職、無給休暇の従業員。

サードセクター団体:

会社とは異なる民間団体(法人・未法人のアソシエーション、財団、社会的協同組合、聖 職者団体など)で、普遍的利益の活動の実行を通じて、公的、連帯的、社会的有用性の目的 を非営利で追求のために設立され、サードセクターの全国単一登録簿に登録されているも の(委任立法令第117号/2017年第4条)です。

財団:

独自の財産を保有し、カウンセリング、教育、科学研究、賞金等の支出、訓練など、多様な分野に取り組む民間の非営利団体。その規律は民法典によって規定されており、法的構造は、設立された財団のタイプおよび大統領令第361号/2000年に基づく中央政府の地方事務所(UTG、以前の県)に設置された法人登記簿への登録によります。

法的形態:

法的経済単位を、民法典、憲法、および関連する通常の法律に基づいて、それらを特徴付ける法的要素(定義、組織構造、および機能)に基づいた分類分け。詳細については、以下を参照してください。 https://www.istat.it/it/archivio/6523

(訳者注:「分類は2つのセクションに分けられます。1つ目は私法が律する法的形式を指し、2つ目は公法が律する形式を指し、合計16の部門と62のクラスに分類されます。」と説明されています。 https://www.istat.it/it/files//2011/01/classformegiuridiche.pdf)

企業:

販売提供を意図した商品やサービスを生産し、有効な法律または独自の法規制に従って、所有者が私的か公的かにかかわらず、所有者に利益を分配する権利を有する法的経済単位。 責任者は、個々もしくは共同した一人以上の自然人、または一以上の法人によって代表されます。企業には、個人事業、共同経営、株式会社、協同組合、市町村、県または州の特別企業が含まれます。自営業および自営専門職も企業と見なされます。

社会的企業:

普遍的利益、非営利、公的、連帯性、社会的有用性の目的を永続的かつ第一義的な事業活動として行うサードセクター団体。社会的企業の場合は、2017年7月3日の第112号委任立法令(112/2017)によって規律され、以前の委任立法令第155号/2006年は廃止されました。1991年11月8日の第381号法律で言及されている社会的協同組合とその事業連合体(コンソルティオ=コンソーシアム)、は社会的企業の資格を得る権利を有します(委任立法令第112号/2017年第1条第4項)

非営利施設:

私法が律する経済単位であり、法人格の有無に関わらず、販売意思のあるなしに関わらず商品・サービスを生産し、施行された法律または独自の法定規則に基づいて、たとえ間接的であっても、設立主体もしくは株主に、実行された労働の報酬以外の利益またはその他の収益を分配する権利を持たない施設です。

ONLUS(社会的有用性追求非営利組織):

社会的連帯の目的を専ら追求するために設立され、以下の一ないしそれ以上の分野で活 動を行うために設立された民間団体(アソシエーション、委員会、財団、協同組合およびそ の他の民間団体)。社会的および社会的支援のヘルスケア、ヘルスケア、慈善活動、教育、 訓練、アマチュアスポーツ、芸術的および歴史的関心事の保護、促進および強化、自然お よび環境の保護および強化、文化および芸術の促進、市民権の保護、科学研究の分野(委任 立法令第460/1997号第10条)。ONLUSの地位を承認していた委任立法令第460号/1997年の 条文は、委任立法令第117号/2017年(第102条)によって廃止されました。ただし、サードセ クターの全国単一登録簿が完全に運用され、新しい税制に関連する欧州委員会の承認後の 課税期間まで、以前の規則はONLUSの登録簿に登録された事業体に引き続き適用されます (委任立法令第117号/2017年第101条、およびその後の労働社会政策省の事務連絡)。

ボランタリー組織:

構成員(メンバー)のボランティア活動を活用して、主に第三者の普遍的利益のために活 動するアソシエーションとして設立されたサードセクター団体。ボランタリー組織は、枠 組法第266号/1991年で導入されましたが、その後、委任立法令第117号/2017年(第102条)に より廃止されました。ただし、サードセクターの全国単一登録簿が完全に機能するまで、 以前の規則は、ボランタリー組織として州登録簿に登録されている事業体に引き続き適用 されます(委任立法令第117号/2017年第101条、およびその後の労働社会政策省の事務連絡)。

方法論ノート

非営利施設の登録簿は、法人格の有無にかかわらず、販売するしないにかかわらず商品・サービスを生産・提供し、利益や収入を、間接的であっても設立・管理・資金提供した対象者への不分配という制約の下で活動する、私法が律する経済単位(経済主体)から成り立っています*8。

登録簿は、さまざまな性質の情報源の統合を通じて毎年更新され、非営利団体の識別(名前と場所)および構造(経済活動、職種、法的形態、活動の開始日と終了日)の情報を提供します。欧州共同体指令第177号/2008年の規定に対応することに加えて、登録簿は、非営利施設に関するパーマネント・センサスが参照する母集団に相当します。

登録簿の構築は、行政と統計の両方から得られた統合処理と統計処理の過程を通じて行います。

使われる主な行政上の資源は次のとおりです。

- 歳入庁が取り扱う公文書、たとえば、税務台帳、協会施設による税務に関連するデータ の伝達モデル (EASモデル)、ONLUS登記簿、地方税に関するおよび非営利団体の所得 (UNICO ENC)についての年次通知(IRAP)、個人所得税「5パーミル」の受領者リスト;
- イタリア・オリンピック委員会 (CONI) によって設立されたアマチュアスポーツの協会やクラブの登録簿;
- 州が管理するボランタリー組織、社会振興アソシエーション、社会的協同組合、法人 の登録簿;
- 教育大学科学省の管理ではない学校の登録簿;
- 保健省によって認定された公的および私的入院施設および介護施設のリスト;
- イタリア開発協力庁に登録されている市民社会組織およびその他の非営利団体のリスト:
- 年金基金監督委員会によって規制されている年金基金の登録簿;
- 商業、工業、工芸、農業会議所の登録簿。

統計資料には、活動企業の統計登録(ASIA)および住宅の社会福祉および社会保健施設に関する調査が含まれます。すべての資料は、統計単位の識別、特定の性格の推定、または特定の亜母集団の把握に使用されます。

登録簿の作成プロセスは、行政データと統計データの年次提供から始まるいくつかの段階に分かれています。ソースに含まれている情報は、管理の単位と特徴を統計の単位と変

^{*8} 欧州共同体、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構、国連および世界銀行、国家会計システム2008、ニューヨーク、2009年。国連、経済社会局-統計部門、国家会計システムにおける非営利施設に関するハンドブック、方法の研究、シリーズF、No. 91、ニューヨーク、2003年。

数に変換する標準化と規格化のプロセスを経た後、互いに統合されます。続いて、適格な統計単位は、最初に推定された法的形式と所属の出所を考慮することによって識別されます。これは、統計単位によって具体的な特色の状況を決定することがよくあります(たとえば、CONI登録簿は株式会社の中からアマチュアスポーツクラブの識別を可能にします)。前年の情報から、非営利施設の活動を国際分類(ICNPO*9)に従って、「識別証明」(名前と場所)と「経済活動」の変数を推定し、資料入力を通じてデータを更新します。最後に、対象となるべきすべての組織単位に対して、参照年に活動している非営利団体を特定するために、特定の特性(従業員の雇用や収入の生み出し方など)が存在するときの決定論的アプローチと、2011年の非営利施設一斉調査の結果からの推定パラメータに基づいた確率論的アプローチの組み合せ技法を使って「活動状態」を推定します。

特にこのための統計的処理は、ボランタリー団体、社会振興アソシエーション、法人、社会的協同組合など州登録簿に登録されているものや、ONLUS登録簿に登録されている施設に適用されます。統計上の単位に税コードがない場合は、記録リンケージ手順によって税コードは取り戻します。前述の複数の登録簿に存在する統計上の単位は、組織形態をより適切に識別するにふさわしい階層ロジックに従って分類されます。詳しくは、最初に社会的企業、続いてボランタリー組織、社会振興アソシエーション、そして最後に非営利組織の分類に進みました。例として、ONLUSは、社会的協同組合やボランタリー組織などの法律によるものを含まないことに加えて、ONLUS登録簿に登録されている社会振興アソシエーションや社会的企業を含みません。

設立期間は、行政公文書から推測できる施設の活動開始日に基づいて構築されます。

2019年に非営利施設の従事者数は、国立社会保障研究所 (INPS) 提供の行政データを効果的に処理して取得されます。

^{*9} 非営利組織-ICNPOの分類、国連、経済社会局-統計部、国家会計システムにおける非営利組織に関するハンドブック、方法の研究、シリーズF、No。91、ニューヨーク、2003。